

微罪処分事件処理要綱の制定について

(平成17年8月19日例規刑企第45号)

犯罪が単純及び犯情が軽微で、刑罰を必要としないと明らかに認められる事件について、捜査員の事務負担を軽減し、余力を他の重要事件に投入するという微罪処分制度の運用に関して必要な事項を定めたもので、主な規定項目は次のとおりである。

微罪処分事件の要件

微罪処分対象外の事件

微罪処分事件の処理手続